

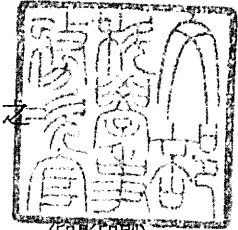


28文科生第87号
平成28年4月15日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小学校高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
各公私立短期大学長
各国公私立高等専門学校長

文部科学事務次官

土屋 定之



「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめ
の策定について（通知）

平成27年6月17日に「公職選挙法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、同年6月19日に公布されたことにより、公職選挙法に定める選挙権を有する者の年齢が満20年以上から満18年以上に引き下げられました。改正法は、本年6月19日に施行され、施行日後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙等から適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える生徒、学生は、選挙権を有することとなります。

これまで文部科学省では、選挙権を有する年齢が引下げられることに対応するため、初等中等教育局長通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を发出したほか、総務省との連携により、政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成・配布するといった取組を高等学校等を中心に進めてまいりましたが、さらに、発達の段階に応じた教育を社会全体で推進する観点から、省内に「主権者教育の推進に関する検討チーム」（主査：義家弘介文部科学副大臣）を設置し、子供

たちや、学生等の国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自らが課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力や、根拠を持って自分の考えを主張し説得する力など、主権者として求められる資質・能力を育むために必要な取組の検討を進め、本年3月31日に、本検討チームの中間まとめを策定いたしました。

本検討チームの中間まとめにおいては、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けることとしております。このような主権者教育を実施するためには、学校、家庭、地域が互いに連携・協働し、子供の発達段階に応じ、社会全体で多様な取組を行う必要があります。その具体的な方策や文部科学省としての支援策などをまとめております。

貴職におかれましては、この中間まとめについて十分了知の上、選挙管理委員会等との連携により新たに選挙権を有することとなる生徒や学生をはじめとするすべての子供や学生に対する取組の充実を図るとともに、文部科学省が行う推進方策の活用により学校、家庭、地域が連携した取組を進めるなど、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう教育や啓発活動の充実を図ることについてご留意願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各都道府県知事及び小学校高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、管下の学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

なお、中間まとめについては、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

[参考] 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm

(ホーム>政策・審議会>政策一覧>教育>青少年の健全育成>主権者教育の推進)

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課企画係

電話（代表）：03-5253-4111（内線 3488, 2647）

（直通）：03-6734-3488